

令和 8 年

第 1 回大津町議会臨時会会議録

開 会 令和 8 年 1 月 15 日

閉 会 令和 8 年 1 月 15 日

大 津 町 議 会

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議長行事報告

令和 8 年第 1 回大津町議会臨時会会議録

令和 8 年第 1 回大津町議会臨時会は町議場に招集された。(第 1 日)			
令和 8 年 1 月 1 5 日(木曜日)			
出席議員	1 番 岩 下 啓 史 4 番 大 塚 勝 二 7 番 田 代 元 気 10 番 大 塚 益 雄 13 番 山 本 富 二 夫 16 番 坂 本 典 光	2 番 中 山 直 之 5 番 村 山 龍 一 8 番 時 松 智 弘 11 番 三 宮 美 香 14 番 豊 瀬 和 久	3 番 清 原 さ お り 6 番 大 村 裕 一 郎 9 番 面 川 秀 貢 12 番 山 部 良 二 15 番 佐 藤 真 二
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 書	長 荒 木 啓 一 記 飯 塚 彩 菜	
地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 副 総 務 部 長 住 民 生 活 部 長 健 康 福 祉 部 長 産 業 振 興 部 長 都 市 整 備 部 長 併任工業用水道課長 総 務 統 括 専 門 官 総 務 部 総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長 総 務 部 財 政 課 長	長 金 田 英 樹 内 田 清 之 木 村 欣 也 白 石 浩 範 大 隈 寿 美 代 岩 下 潤 次 高 橋 和 秀 伊 藤 秀 馬 宮 崎 俊 也 山 部 美 保	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 総 務 部 主 幹 兼 行 政 主 係 長 総 務 部 財 政 課 長 教 育 長 教 育 部 長 教 育 部 次 長 農 業 委 員 会 事 務 局 長 郷 春 美 田 上 雄 一 田 邊 嵩 博 吉 良 智 恵 美 村 山 博 徳 境 敬 一 郎 齊 藤 孝 浩

会 議 に 付 し た 事 件

議案第 1 号	令和 7 年度大津町一般会計補正予算（第 6 号）について
---------	-------------------------------

議 事 日 程（第 1 号） 令和 8 年 1 月 1 5 日（木） 午前 1 1 時 0 0 分 開会
開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 1 号 令和 7 年度大津町一般会計補正予算（第 6 号）について
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 1 時 0 0 分 開会
開議

○議 長（坂本典光） ただいまから、令和 8 年第 1 回大津町議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。遅延はいらっしゃらないですね。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長（坂本典光） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定により、4 番大塚勝二議員、5 番村山龍一議員を
指名します。

日程第 2 会期の決定

○議 長（坂本典光） 日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） よって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議 長（坂本典光） 日程第 3 諸般の報告をします。

本臨時会における執行部の出席と本日の議事日程並びに報告内容については、議席並びにタブレ
ットに配付のとおりです。

日程第 4 議案第 1 号 令和 7 年度大津町一般会計補正予算（第 6 号）について
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（坂本典光） 日程第４ 議案第１号、「令和７年度大津町一般会計補正予算（第６号）について」を議題とします。

お諮りします。議案第１号は、会議規則第３９条第３項の規定によって委員会付託を省略し会議で審議を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。したがって、議案第１号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹） 皆様、こんにちは。また新年おめでとうございます。本年もどうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、今回の臨時会に提案しました案件の、提案理由の説明を申し上げます。

議案第１号、「令和７年度大津町一般会計補正予算（第６号）について」はふるさと寄附金の受入見込額の増額及び国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した商品券事業の補正になります。

既定の歳入歳出予算の総額に対しそれぞれ５億４千１５７万３千円を追加し、歳入歳出それぞれ２０８億１０５万円とするものです。

歳入では、国庫支出金３億５千７７３万８千円、寄附金２億６千３８３万５千円を増額し、繰入金８千万円を減額します。歳出では総務費１億４千４６３万６千円、商工費３億９千３５９万１千円、予備費３３４万６千円を増額するものです。

議案第１号につきましては、令和７年度一般会計の補正予算になりますので、地方自治法第２１８条第１項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議 長（坂本典光） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） こんにちは。議案第１号、「令和７年度大津町一般会計補正予算（第６号）」について、御説明申し上げます。

今回の補正は、ふるさと寄附金受入見込額の増加に伴う歳入歳出の増額補正及び国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した商品券事業に係る補正になります。

補正予算書の１ページをお願いします。併せて別紙補正予算の概要を御参照ください。

第１条で、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ５億４千１５７万３千円を追加し、予算の総額を２０８億１０５万円とするものです。

第２条で、繰越明許費の追加を「第２表繰越明許費補正」のとおりとしております。

７ページをお願いします。

第2表、繰越明許費の追加になります。今回の商品券事業は、商品券の使用期限を6月末までとしており、来年度に渡って経費を支出することとなりますので、繰越明許費をあらかじめ設定するものでございます。

それでは歳出から御説明いたします。

12ページをお願いいたします。

款2、項1、目6企画費、節12委託料はふるさと寄附金の受入見込額の増加に伴う返礼品発送などに係る委託料の補正です。款7、項1、目2商工業振興費、節3職員手当は、商品券事業の事務に係る職員の時間外手当、節12委託料は、今回の商品券事業に係る商品券の印刷や換金事務等を一括して委託する費用を計上しております。

款13予備費で所要の財源を調整しております。

次に、歳入を御説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

款15、項2、目5総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、全額歳出の事業費に充当しております。

款18、項1、目1一般寄附金はふるさと寄附金の受入見込額の増加に伴う補正になります。

款19、項2、目4財政調整基金繰入金は、今回の補正における財源調整のために減額するものです。

説明は、以上になります。よろしく申し上げます。

○議 長（坂本典光） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

村山議員。

○5番（村山龍一議員） 大津町一般会計補正予算、議案第6号について質疑いたします。今回商品券ということで、配られると思うんですが、今までの実績で商品券の交換実績、大型店だったりとか、町外町内いろいろな店にありますが、そういった実績と今回の委託先の予定、どこに委託されるかということでその二つを質疑いたします。

○議 長（坂本典光） 岩下産業振興部長。

○産業振興部長（岩下潤次） ただいまの村山議員の質問にお答えさせていただきます。

まずこれまでの商品券の実績についてになります。直近では子育て応援券あるいは商業観光課のほうで行いましたプレミアム商品券を実施したところであり、12月末までの使用期限ではございましたが、まだ集計結果のほうが出ておりませんので、直近の分については実績の報告がまだ詳細にできないところになっております。それ以外で実績は何かということなんですけど、令和4年度に大津町地域応援商品券というのをさせていただいております。そのときの実績から言いますと、使われた店舗については5割ぐらいが大型量販店、10%ぐらいがコンビニエンスストアなどで使われています。残りは飲食店などで使用されているところになりますので、恐らく直近でやった子育て応援券、プレミアム商品券も同じような流れではないかと推察しているところになります。

それと委託先についてのお尋ねなのですが、現在のところ、より迅速に事業を進めるためにも一括で商工会を想定をして準備を進められればと考えているところになっております。

○議 長（坂本典光） 村山議員。

○５番（村山龍一議員） 再度質疑いたします。

今回なんで質疑したかという、例えば菊池市ではめぐるん券みたいに全店共通と個店、個別に地元の経済活性化のための商品券を配られてます。今お答えいただいたとおり５割が大型店ということで半分以上が大型店に流れると。今回は生活支援なんです、生活支援も含めて今度はそれが事業者支援にも若干結びつけるならということで全店共通だったりとか、個店限定などの議論がされたかどうかを再度質疑いたします。

○議 長（坂本典光） 岩下産業振興部長。

○産業振興部長（岩下潤次） ただいまの村山議員の再質疑にお答えさせていただきます。

事例として挙げていただいた分について、検討のほうは十分にさせていただいたところになります。事例で挙げた部分は、合併前のそれぞれの町村の個店をある程度行き渡らせるためにという事業目的などもあったところではございます。大型店舗だけに流れるのではなくて、なるべく小規模の店舗にもくまなく流れるようにということが目指されたところではあるんですが、今回は国の施策で、より早く物価高騰に対応し、なるべく多くの皆さんに還元ができるようにというところの事業目的を最優先としまして、そういった複雑な制度設計にはせず、より広く皆さんが使いやすいところが使えればということで今回は全店共通と個店に分けたとかいうのはいきませんでした。今までどおり全店で協力店舗で応募いただいた店舗については、くまなく使っていただくような仕組みにさせていただいたところでございます。

○議 長（坂本典光） ほかに質疑ありませんか。

西川議員。

○９番（西川秀貢議員） 今の商品券のことで質疑いたします。

これが有効期限が３月２０日からとなっておりますが、今の現状を見たときにですね、私は地元の地元で使うちゅうのは当然のことと思いますけど、今ＴＳＭＣ関係も止まっているという関係なんかがあってですね、ホテルもキャンセルが続いてあと、地元の商売されている店関係もどんどん客が減っているちゅうか、そういった状況でございます。そうしたときにですね、今部長が言われました、より早く対応というのであればですね、せめてこれが３月２０日からではなくて３月ぐらいから使われるっごつせんといかんとじゃなかかなと思います。それは年度末ですので、やっぱり皆さんお金が必要でもあるしですね、商売人してみれば１日１日が勝負でございますので、より早く対応というのであればですね、これはもう少し早くするべきじゃないかと思いますが、質疑いたします。

○議 長（坂本典光） 岩下産業振興部長。

○産業振興部長（岩下潤次） 西川議員の質疑にお答えさせていただきます。

町としましても早急にお配りして、いち早く使っていただきたいというところを目標としたと

ころでございます。ただどうしても議会で議案をいただいてから、そこから契約の事務に入り、それから発注、そこから印刷、協力店舗の募集、そこから発送という段階を踏む中で、どんなに急いでもやはり商品券の発送が3月上旬にならざるを得ないというところになったところでございます。そこから配送業者どこになるかわかりませんが、配送にどこになったとしても最大で1か月はかかるのではないかという見込みがありましたので、ちょっと全協のほうでも御説明しましたように、スケジュールとしては3月上旬から4月上旬までにかけて配り終えるというところでスケジュール立てをさせていただいたところになります。ただ少しでもですね、工程を省略できる、短縮化できるところは今後短縮化させていただき、少しでも早く皆さんのお手元に届けて早く使っていただくような術を取りたいと思っております。努力して参ります。

○議 長（坂本典光） 西川議員。

○9番（西川秀貢議員） 今部長が言われたことは当然のこととわかります。ただ私がこれを見る限りでは、物価高騰重点支援地方創生臨時交付金というものが出たことによって、こういった格好を取ったというだけにしか見えないということです。本来ならばこれを使う人、使われる側のことを考えれば、まだやっぱり短縮してより良い計画を立ててできるんじゃないかなと思いますので、以後そういったことは考えられてしてもらえればと思います。

要は使う人と使われる側のことをもう少し考えてくださいということでございます。

○議 長（坂本典光） ただいまの質疑ですか。

○9番（西川秀貢議員） 質疑じゃありません。

○議 長（坂本典光） はい。ではほかにもございませんか。

田代議員。

○7番（田代元気議員） これ知り合い何かにこういったことやるよというあれで話して、別居されている方がおられましてですね。私の知り合いで。世帯主の方がよそに出ていつている。いろんな事情があって。郵送物なんか転送をかけてらっしゃるみたいなんですよ。そういった方にはどういうふうに届くのかなと。要は子供が2人おって、御主人さんが世帯主の方がいろんな事情で出ておられる。その方の郵送物は転送をかけているということだったんですけど、そういった場合には商品券は届くのかですね。その辺りについてはどうかを質疑したいと思います。

○議 長（坂本典光） 岩下産業振興部長。

○産業振興部長（岩下潤次） ただいまの田代議員の質疑にお答えさせていただきます。

具体的な質問ありがとうございます。そうですね、そういった場合、まずは委託は一括でさせていただきますので、委託元からどこの配送業者さんになるのかで、またちょっと状況が変わってくるかと思うんですが、仮に郵便局さんが配達するということになれば転送届が出されてあれば、きちっと転送がされるかと思うんですが、そこがなされてない場合は住所地に行く可能性が十分ございます。またほかの。

○7番（田代元気議員） 書留は転送になるんですか。

○産業振興部長（岩下潤次） すみません、ちょっと私のほうの理解不足だった点があるかと思いま

す。今御指摘いただいた点には十分調べをしまして、対応策がないかどうか検討させていただきたいと思います。

○議長（坂本典光） 田代議員。

○7番（田代元気議員） 要はですね、窓口で交付をしてほしいという意見があったんですね。だからそういったことにも対応するのか再度質疑します。

○議長（坂本典光） 岩下産業振興部長。

○産業振興部長（岩下潤次） 田代議員の再質疑にお答えします。

基本的にはですね、お届けに行っても受理されない方については1週間配達業者さんところで保管をした後、役場に戻ってきますので、役場に戻ってきた分については窓口で交付する予定ですので、そういった個別具体例について対応できるのかどうか今後検討させていただきたいと思います。

○議長（坂本典光） 田代議員。

○7番（田代元気議員） 例えばですね、事前に申請をされてですね、3月の広報ということは3月1日に配付される広報でこの事業を宣伝、交付するということで、その後に窓口にはこういう事情で世帯主がいないとか、私たちは出ていってますから個別に欲しいという話があったらそういうふうに町は対応していただけるのかを再度質疑したいと思います。

○議長（坂本典光） 岩下産業振興部長。

○産業振興部長（岩下潤次） 田代議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

すみません、ちょっとこちらのほうの想定が不足しておりましたので、そちらについての対応策というのが今の段階では十分検討できておりませんでした。申し訳ございません。ただ、お配りするのが金券なものですから、取扱いについては十分に慎重に対応していきたいと思いますので、今御質問いただいた状況が発生するのに対してどのような対応策がとれるのか検討しまして、広報等で周知を図りたいと思います。

○議長（坂本典光） ほかに質疑ありませんか。

時松議員。

○8番（時松智弘議員） 一般会計補正予算（第6号）、ふるさと寄附金の寄附見込みについてお尋ねをいたします。

町長は以前から答弁の中では財政のことについては、入るを量りて出づるを制するという言葉をよく使われます。要は最低限の出資で効果を発揮して歳入についてはいろんな改善を図っていくということであったと思いますが、このふるさと納税という制度をしっかりと磨き上げていくということは、町がやれる施策をどんどんどんどん増やしていくということであると。同時に議会議員のほうから提案をすることも一つでも実現するという効果がありますから是非頑張っていただきたい。この中で出てくる増額補正の中で40%以上ですね、増額で補正が上がっている。要はこの町に返礼品も含めて魅力を感じていただいている部分が多数あるんだと思います。

質疑をしたい点は、1個目はこれだけのことが効果が出ているのでありますから、農業、畜産の生産品、この返礼品を作っていただいている業者の皆さん、あるいはこれから体験型の返礼品など

の準備をされるような人たちに対しての謝辞というか町長として感謝の言葉を出していただきたいなど。それって成果がどんなものができあがったのか、どういうことが前に進んだのかというのをお示しをする機会があってもいいのかなというのが一つです。

もう一つがですね、せっかくこの立派な制度でありますからこれをまた磨き上げていかなければならない。磨き上げるとするのであれば返礼品そのものを磨き上げるのと、もう一つはですね町長の施策、このふるさと寄附金というのを使ってどのようなことをやりたいのかっていうのを発言することも非常に重要かと思しますので、以上2点をお尋ねをいたします。

○議 長（坂本典光） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 時松議員の質疑にお答えいたします。

御指摘のとおりまず感謝というところなんですけど、おっしゃるように大津町で様々な事業者の方々あるいは農業、生産者の方々が生産していただくものが、それが価値を認められてそれが結果として住民の皆様方の施策にも生かされるということで心から感謝しているところでございますし、今返礼品のほうにですね、私からの謝辞の手紙というのも同封させていただいております、そういったことをしっかりお伝えすることによってこの町の魅力、あるいは実際どういうふうに町に生かされているか等々をメッセージとして伝えることは今も進めさせていただいているところでございます。

またやはり一番の感謝というところで言いますと、やはり町としてより多くの産品を知っていただくということだと思っておりますので、より一層ふるさと納税を大津町が認知してもらえるように努力をしていくところでございます。また、そこの支援策としまして、今般2月頃にですね、事業者さんのほうに事業者に対する勉強会というところも企画をさせていただいたところでございます。そういう施策を積み上げながら事業者への感謝を示すと共に、しっかりとふるさと納税の納税額も伸ばしてそれを住民の皆様方にしっかり還元していきたいとそのように思っております。その中ではもちろん今、現在企業版ふるさと納税では具体的なプラン等も掲げておりますけれども、様々な視点から発信を進めていきたい企画を練り上げていきたい、そのように思っております。

以上です。

○8 番（時松智弘議員） 返戻品等の磨き上げ。

○町 長（金田英樹） 返礼品自体の磨き上げにつきましては、先ほどお話ししましたところに不足しておりましたけれども、先ほど勉強会を通して事業者の方々にこういう切り口があるんだということより深く学びを提供させていただきまして、そこで磨き上げにつなげたいという思いが一つと、また今間に中間業者さん入っていただいておりますので、そこも連携しながら働きかけというのも個別にさせていただいているところでございます。また今般、別の体験型に関しましても町内の某施設等から今具体的に御提案いただいていることもありますので、そうしたことも一つ一つ形にしながら進めていきたいとそのように思っております。

以上でございます。

○議 長（坂本典光） 時松議員。

○8番（時松智弘議員） 再度質疑いたします。

ここからは実務のことでございますので、総務部長にお尋ねをしたいんですが、今の町長の思いというのがふるさと納税のそれぞれのサイトがございますけれども、そういったところですね、大津町の魅力というのを発信するところがタブで作ってあるわけですね。そのタブのところを見るとなかなか更新がされていないような気がする。最初に作られた部分から六つの施策にこれを使いますというのが写真入りで載ってますけど、そういったところもどんどんどんどん変えていかないと要するに大津町の二度目の寄附、三度目の寄附ということをされている方がホームページを見て形としてみたいんですね。もちろん返戻の御礼というのは町長がお手紙というかたちでそれぞれの寄附者のほうにお渡しをしているというのはわかりましたが、やはりそこでぱっと見て初めてみて返礼品を見る人、何度も寄附行為をやっていただく方がここに寄附していいな。ここに寄附してよかったなというページ作りを中間業者さんですかね、委託の事務をやられる方にしっかりとお示しをすることが必要かと思いますので、その辺りをちょっとお尋ねします。

○議 長（坂本典光） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） まず第1点のホームページ、こちらについてはやはり新しい情報を住民の方、または関係者の方にお届けできるよう、できるだけ更新していきたいと思います。

あと、町のプロモーション等につきましてはですね、現在町長のほうからもありましたとおり、委託業者、こちらのほうにですね、返戻品の発送と共に町のパンフレットカタログ等をですね、一緒に同封するように指示しているところです。また合わせてですね、SNS用のQRコードを付けてましてそちらを読み取ってお友達じゃないですけど、そういったものになっていただいた方ですね、SNSにおいても町の情報を発信してできるだけ町の関係人口を増やすようなかたちで現在進めているところでございます。

○議 長（坂本典光） 他に質疑ありませんか。

大塚勝二議員。

○4番（大塚勝二議員） ちょっと前に戻りまして商品券について質問いたします。

この商品券の使用できる有効期間ですね、それが3月20日から6月30日ということで商品券の配布が4月上旬ということで、若干早く届くところと遅く届くところで若干差が出てくる可能性もあるということと、この有効期間を3か月にされた根拠を教えてくださいたいんですけど、それが1点。

それと仮にこの12月もプレミアム商品券あったんですけど、100%仮に期間が短すぎて行かなと思いつたところがいろんな事情でいかなかったとかですね、そういうところで100%全ての商品券が使用されているのか、そういうところをちょっと教えていただきたいんですけど。過去の事例からでもいいですけど。それを元にこの期間にされたのかどうかですね。そこも含めてお願いしたいと思います。

○議 長（坂本典光） 岩下産業振興部長。

○産業振興部長（岩下潤次） 大塚議員の質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。

まず一つが使用期間についてになります。使用期間を今のところ6月末までを想定しております。その期間の設定の理由はというところなんです、これまでも庁舎内の中でいろいろ議論をする中で、当初例えば半年とかという案もありましたし、盆ぐらいまでみたほうがいいんじゃないかという御意見などもありました。ただ中にはですねあまり期間が長すぎると結局使わずに終わってしまう場合もあるという事例がありますので、その辺りでできるだけ早く使っていただいて、利用者の方もそして利用店舗にも実のある効果が出るようにというところで、ある程度期間を区切ったほうがいいというところで6月末にしたところになります。開始時期も4月上旬までには配り終わる予定としておりますが、基本的には3月中の配付を目指しております。ですので、少しでも早く配り終えて十分利用できる期間を確保していきたいと思っているところです。

それとこれまでの事例でどうだったのかということなんです、先ほども言いましたように直近のほうはまだ集計が上がってきておりません。令和4年度の地域応援商品券の実績から言いますと使用率は94.6%というところになっておりました。ですので、100%はなかなかどうしても使いきれない方が一部いらっしゃることはあるんですが、大部分の方は有効利用していただけるものと考えているところになります。

○議長（坂本典光） 大塚議員。

○4番（大塚勝二議員） 今のお答えについて再質問いたします。

では、前回の94.6%が妥当だったのか。それを100%にするためには今回の商品券の事業についてどう対策をされているのか。この94.6%、一部の人おらんけんしょんなかですたいじゃなくて、100%になるような努力をしなくちゃいけないと思うんですけど、そのときの期間が仮に3か月でまた同じことを繰り返せば、例えば同じような成果になってしまいますんで、その辺りも過去の事例と比較して今回はこういう反省点があったから、こういう対策をしますというようなところはどうか考えられてますでしょうか。

○議長（坂本典光） 岩下産業振興部長。

○産業振興部長（岩下潤次） 大塚勝二議員の再質疑のほうにお答えさせていただきたいと思います。

これまでの実績の中で、やはり長期間するとなかなか紛失してしまっていて、わからなくなるという事例も聞いております。また大分期間があるとまだまだ先でいいだろうということで、使い控えみたいなかたちで、結局使われないまま終わるという事例を聞いておりますので、ある程度期間を設けてやるべきだというところで町のほうでは考えて今回の期間を設定したところになります。

○議長（坂本典光） 大塚議員。

○4番（大塚勝二議員） この過去期間については理解しましたが、そうならないように今後例えば日付は迫ってますよというようなそういうアピールというかですね、そういうところも今後検討していくことは考えられていないでしょうか。

○議長（坂本典光） 岩下産業振興部長。

○産業振興部長（岩下潤次） その辺りは使用期限については十分PRをしていきたいと考えております。直近で行いましたプレミアム商品券につきましても、利用期間前にはLINEやホームページ

ジ等でも周知を図らせていただいておりますので、その辺りは徹底的に周知を強めていきたいと思っております。

○議 長（坂本典光） ほかにございませんか。

佐藤議員。

○15番（佐藤真二議員） 私もこの重点支援交付金に関してお尋ねをしたいと思います。

予算書の12ページですね。商工費の中に説明があるんですけども、この補正額の財源の内訳を見ますと、国県支出金が3億5千773万8千円に対して、一般財源から3千585万3千円が出ております。基本的にこの手の事業で、これまでは国県が出した金額をある意味、委任事務的に配付していたものだと思うんですけども、今回は町の意志として3千585万3千円を追加して交付するかたちになっているわけです。この一般財源を追加した理由というか、それについての説明がこれまでなかったんですけども、なぜこの金額を一般財源から出して交付するというかたちにしたのか。まずそこについてお尋ねをしたいと思います。

○議 長（坂本典光） 岩下産業振興部長。

○産業振興部長（岩下潤次） はい、佐藤議員の質疑にお答えさせていただきたいと思います。

まず一般財源を付けた理由というところなんですけど、まずそもそもが商品券の使用率が100%使われるということはあまりございません。どうしても使われない部分が出てきますので、100%を見込んで一般財源を全く付けない場合に、使われなかった部分の補助金を返上するということになる場合もありますので、できるだけ有効に補助金を使うためにも多少の一般財源は付けておく必要があると考えているところになります。それを踏まえて今回の商品券の金額設定をどうするかというところで、庁内でも様々議論をさせていただいたところになります。

当初は交付金の額の範囲内というところで、一人あたり6千円という額がいいんじゃないかという意見もありました。ただですね、今回いろんな議論をする中で物価上昇率ですとか、物価指数なども比べる中で、どの時点で物価高騰として町民の方々に還元するのが妥当な額なのかというのを議論する中で様々な検討をしてきました。一番の検討理由としましては、今回推奨事業メニューとして、大津町に交付された限度額が3億5千773万8千円という額が国から示されました。これを今回交付予定であります3万6千600人で割り戻しますと、大体一人当たり9千774円という金額が出てきておりますので、やはりある程度それぐらいの額は町民の方々に物価高騰の対応策として交付するべきではないかというところになりまして、町としては1万円という金額が妥当というところで判断したところになり、それに対して不足する分については一般財源を付けるということが妥当だと判断したところになります。

○議 長（坂本典光） 佐藤議員。

○15番（佐藤真二議員） 交付される金額を割り戻してというような御説明だったかと思うんですけども、そのぐらいの額を配布すべきではないかというのは、イメージとしてはわからないではないんですけども、だからといって、ふだんですね例えば給食費の無償化の話とかいろんな話ありますが、そうしたときにやっぱり財源は足りないんですということをこれまで何回

も聞いているわけですね。その中で、今回いきなり3千600万円程度がぼんと出せるんだという話になってしまうんですね。例えばこのニーズを今回は物価ということですので、物価高騰にというのは、何もこの商品券だけによって解決されるものではなくて、例えばさっき給食費の例を挙げましたので言いますと、今給食費のエネルギーの量ですね若干不足してきているというような話もあります。実際に必要なカロリー数を満たせていないような給食を出しているというような場合もあると。ですから、給食費そのものではなくて給食を提供するための支援といったところに回すような考え方も当然あっていいと思うんですよ。この一般財源はですね。一般財源ですから、なんでもできるわけですから。そういったときにここのあえて持ってきた理由というのが、単に金額のバランス的な合わせ方であってはいけなかつたというふうに思います。これは積極的に交付する理由があるんだというものでなければ、今のいつもの財源が不足するんですて、お金がないんですて言ってる説明との整合が取れないんですね。そこをもう少し強く説明できる理由を教えてください。

○議長（坂本典光） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） 今回の物価高騰対策につきましては、いつもに比べてですね、更に家計負担の増加に対して一定の実効性、これを確保した町内の経済の落ち込みを防ぐためにですね、消費喚起が見込める規模が必要だと感じ、今回その事務手数料分相当額になりますけど、その分を一般財源を充てることとしたものであります。また近隣の自治体もですね、お話伺うところによりますと同水準のですね、交付をしているようなので適正な価格金額であったと考えているところです。

○議長（坂本典光） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本典光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず議案に反対される議員の発言を許します。その後、賛成される議員の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本典光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第1号、令和7年度大津町一般会計補正予算（第6号）について採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第1号は原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本典光） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（坂本典光） 全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本臨時会において議決されました案件について、その条項、字句、数字そのほかの整理を要するものについては、大津町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。お諮りしましたとおり、決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和８年第１回大津町議会臨時会を閉会しました。

お疲れさまでした。

午前１１時４０分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年1月15日

大津町議会議長 坂 本 典 光

大津町議会議員 大 塚 勝 二

大津町議会議員 村 山 龍 一